

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和4年度施策の取組状況
第1 支援のための体制整備への取組み	1 関係機関の連携、相談及び情報の提供等	(1)「長崎県市町犯罪被害者等支援推進協議会」の効果的運用	交通・地域安全課	長崎県市町犯罪被害者等支援推進協議会を開催して情報共有と連携強化を図る。	○市町犯罪被害者等支援推進協議会の開催(8月29日開催) ・市町の見舞金支給実績など事例報告、意見交換 ・想定事例に基づく検討
		(2)「長崎県犯罪被害者等支援推進会議」の効果的運用	交通・地域安全課	長崎県犯罪被害者等支援推進会議を開催し、支援計画に基づく適切な支援を実施する。	○長崎県犯罪被害者等支援推進会議の開催(5月16日開催) ・各課の施策の推進状況報告、意見交換
		(3)「長崎県被害者支援連絡協議会」の効果的運用	警察本部	長崎県被害者支援連絡協議会を活用し、犯罪被害者等のニーズに応じた各種支援活動を推進するため、関係機関・団体との情報共有及び連携強化を図る。	○長崎県被害者支援連絡協議会の開催(7月8日開催) ・各機関、団体の施策推進状況報告、活動計画発表、想定事例検討結果報告、意見交換
		(4)「支援のための対応窓口の充実」【交通・地域安全課】	交通・地域安全課	県の総合的対応窓口として、県民の理解の増進に資する各種施策を推進する。	○被害者等支援講演会の開催(11月23日) ○相談窓口の県HP掲載(通年)
		(4)「支援のための対応窓口の充実」【交通事故相談所】	交通・地域安全課	交通事故被害者からの相談に対応する。	○交通事故相談 320件 ○巡回相談 佐世保市ほか4地区 20回
		(4)「支援のための対応窓口の充実」【性暴力被害者支援「サポートながさき」】	交通・地域安全課	ワンストップ支援センター「サポートながさき」において、性暴力被害者支援を行う。	○サポートながさきの相談対応(直接支援含む) 501件 ・法整備に伴いAV出演被害相談対応を追加
		(4)「支援のための対応窓口の充実」【男女共同参画推進センター】	男女参画・女性活躍推進室	家庭、職場等における悩みについて相談に応じ、適切な関係機関を紹介する。	○家庭、職場等における悩み相談 137件 うちDV被害に関する相談 3件
		(4)「支援のための対応窓口の充実」【人権教育啓発センター】	人権・同和对策課	人権に関する悩みや研修・啓発等に関する相談窓口としての役割を果たすよう相談機能を充実する。	○人権に関する悩み等の相談 276件 うち犯罪被害者支援に関する相談 1件
		(4)「支援のための対応窓口の充実」【消費生活センター】	食品安全・消費生活課	消費者被害の救済を図るため、必要な助言あっせん等を行う。	○消費生活センターに寄せられた苦情相談 2,337件
		(4)「支援のための対応窓口の充実」【子ども・女性・障害者支援センター】	子ども家庭課、長崎子ども・女性・障害者支援センター、佐世保子ども・女性・障害者支援センター	児童福祉司や児童心理司等を適正に配置し、児童虐待に係る24時間相談受付体制を継続する。	○児童虐待に係る相談 974件 ○児童虐待に関する一時保護 384人 ※令和3年度実績(令和4年度は現在集計中)

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和4年度施策の取組状況
第1節	支援のための体制整備への取組み	(4)「支援のための対応窓口の充実」 【民生委員、児童委員による生活相談】	福祉保健課	生活に関する相談に応じ、助言その他援助を行う。	○民生委員・児童委員(主任児童委員を含む)等による相談・支援件数 136,073件 ※令和3年度実績(令和4年度は現在集計中) (犯罪被害に関する件数は把握できないため、年間の総件数)
		(4)「支援のための対応窓口の充実」 【警察による相談体制の充実等】 ア 相談体制の充実	警察本部	事案の態様に応じた相談窓口を設置しているほか、性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応するなど警察相談体制の充実を図るとともに、犯罪被害者等の要望に応じて被害者支援連絡協議会参画団体等への引き継ぎを行うほか、事件の早期認知・検挙に努めて犯罪被害者等を早期に保護する。	○警察安全相談 22,529件(暫定値) ○官公庁苦情相談連絡協議会の開催～令和4年度は感染防止対策等のため中止 ○警察安全相談員(警察本部3名、警察署18名)研修会の開催～令和4年度は感染防止対策等のため中止
		(4)「支援のための対応窓口の充実」 【警察による相談体制の充実等】 イ SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談対応	警察本部	SNSを含むインターネットにおける相談に対応するとともに、管理者に対する削除依頼や相談者に対する削除依頼等手続の助言指導を行う。	○管理者に対する削除依頼(通年)
		(4)「支援のための対応窓口の充実」 【警察による相談体制の充実等】 ウ 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上	警察本部	性犯罪被害相談電話の適切な運用を通じて、被害者の心情に配慮した対応を行う。	○性犯罪被害相談電話 49件
		(4)「支援のための対応窓口の充実」 【被害少年が相談しやすい環境の整備】	警察本部	被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、ヤングテレホンの周知徹底と被害少年に関わる関係機関との連携強化に努める。	○ヤングテレホンの受理件数 27件 ○学校の非行防止教室におけるヤングテレホン周知カードの配布(適宜実施) ○児童相談所等の関係機関へのリーフレット配布(適宜実施) ○少年補導職員による講演(講師派遣) 32回
		(4)「支援のための対応窓口の充実」 【学校内における連携及び相談体制の充実】	児童生徒支援課 教育センター	教職員に対するカウンセリング講習会を実施するとともに、生徒指導推進協議会等を通して市町の連携充実を図る。	○カウンセリングリーダー研修会開催(8月1日、2日開催) ・外部講師(他県大学教授2名)による講義(カウンセリング基本技法、面接要領、保護者対策等)
		(4)「支援のための対応窓口の充実」 【教育センターにおける心理学等の専門家の設置、相談窓口の配置】	児童生徒支援課 教育センター	24時間子供SOSダイヤルの設置による相談体制を充実する。	○24時間子供SOSダイヤル受理件数 931件
		(5)NPO法人に関する情報の提供	県民生活環境課	県民生活環境課内ホームページ内において、犯罪被害者等支援を行う団体を含むNPO法人の情報を提供する。	○NPO法人情報の県HP掲載(通年)

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和4年度施策の取組状況
第1節	支援のための体制整備への取組み	(6) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等	警察本部	海外テロ等の被害に遭った邦人等に対する帰国後等における国内での支援を推進するとともに国外犯罪被害者慰金制度を適切に運用する。	○帰国者に対する支援 なし ○国外犯罪被害者慰金制度運用実績 なし
		(7) 犯罪被害者等早期援助団体等との連携・協力等	警察本部	犯罪被害者等早期援助団体と連携・協力し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努める。 また、犯罪被害者等早期援助団体による支援が適切に行われるよう同団体の運営及び活動に協力する。	○長崎犯罪被害者支援センターへの情報提供 24件
		(8) 指定被害者支援要員制度の活用等	警察本部	あらかじめ指定された警察職員(指定被害者支援要員)に対し、犯罪被害者等支援において必要な知識等についての研修、教育等の充実に努め、指定被害者支援要員制度の適正かつ効果的な運用を図るほか、死傷者が多数に及ぶ事案等に迅速・確実に対応できるよう、必要なマニュアルの整備・訓練の実施に努めるとともに各部門の連携強化を図る。	○指定被害者支援要員717人による支援対応 163件
		(9) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応	警察本部	被害者に危害が加えられる危険性・切迫性の程度に応じ、被害届出等の意識決定に係る支援を実施するほか、一時避難に係る宿泊料金の公費負担による被害者等の安全確保を図る。	恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案では、被害者、その家族等の安全を最優先とし、被害者等の意向を踏まえつつ、客観的に危険性や切迫性を判断して保護対策を実施 【令和4年中取扱い状況】 ○ ストーカー事案 相談件数 291件 ○ DV事案 相談件数 425件 ○ 一時避難に係る宿泊料金の公費負担 適宜実施
		(10) 犯罪等による被害を受けた児童生徒が、不登校等になった場合の指導や学校復帰に向けた継続的指導	児童生徒支援課 教育センター	犯罪等による被害を受けた児童生徒が不登校となった場合、相談を実施するとともに教育センターや関係各機関が連携して支援する。	○学校と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣
		(11) 教育委員会と関係機関・団体との連携・協力の充実強化及び学校における相談窓口機能の充実	児童生徒支援課	犯罪被害者等支援に係る機関・団体の制度等に関するパンフレットを学校に備え付け、これを必要とする児童生徒に提供するなどして、その保護者等への対応等を促進する。	○犯罪被害者等支援制度等に関するパンフレット配布 全県立校、市町教育委員会に配布 ○生徒指導推進協議会の実施 2回 ○要保護児童対策地域協議会における情報共有(適宜実施)

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和4年度施策の取組状況
第1 支援のための体制整備への取組み	2 支援に係る人材の育成	(1) 市町との連携・協力の充実・強化	交通・地域安全課	市町の支援担当職員の対応力の向上を目的とした研修を行うほか、犯罪被害者等に関する窓口対応等マニュアルを作成し、配布する。	○市町犯罪被害者等支援推進協議会の開催(8月29日開催) ・想定に基づく検討 ○対応等マニュアル(ハンドブック)の作成、配布(3月)
			警察本部	犯罪被害者等が行政機関から適切な支援を受けられるよう、犯罪被害者等と行政機関の橋渡しを行う。	同上(県と共同による取組)
		(2) 長崎県被害者支援連絡協議会等の活用による関係機関・団体との連携の推進	警察本部	長崎県被害者支援連絡協議会を活用した実践的シミュレーション訓練を実施するほか、県内各地域において被害者支援ネットワークを開催する。	○長崎県被害者支援連絡協議会の開催(7月8日開催) ・各機関、団体の施策推進状況報告、活動計画発表、想定事例検討結果報告、意見交換 ○被害者支援地域ネットワーク会議の開催 14回
		(3) 警察における職員研修の充実 ア 各種機会における研修	警察本部	警察官に対し、犯罪被害者等への適切な対応や二次被害防止のための研修を行うほか、ロールプレイング方式による演習を含む専門的研修を行う。	○警察署への巡回教養 23回 ○執務資料の作成・発出 6回 ○警察学校等における集合教養の実施 8回
		(3) 警察における職員研修の充実 イ 被害児童への聴取に関する研修	警察本部	警察官による被害児童からの事情聴取に関する研修を実施し、被害児童の負担軽減を図る。	○被害児童からの事情聴取に関する研修(適宜実施)
		(3) 警察における職員研修の充実 ウ 性犯罪被害者への対応に関する研修	警察本部	警察官に対し、性犯罪捜査及び性犯罪被害者への支援に関する研修を行う。	○性犯罪捜査及び性犯罪被害者への支援に関する研修の実施 26回
		(3) 警察における職員研修の充実 エ 障害者への対応に関する研修	警察本部	障害者が犯罪被害者等となる事件の捜査及び支援に関する研修を行う。	○障害者が犯罪被害者等となる事件の捜査に関する研修(適宜実施)
		(4) 婦人相談所及び教職員に対する研修の充実 ア 婦人相談所等の職員への研修	子ども家庭課、長崎子ども・女性・障害者支援センター、佐世保子ども・女性・障害者支援センター	婦人相談者等の職員に対し、配偶者からの暴力を受けた女性の権利、配偶者からの暴力の特性等に関する専門研修を行う。	○婦人相談所等の職員に対する研修の実施(7月26日実施)
		(4) 婦人相談所及び教職員に対する研修の充実 イ 教職員に対する研修	児童生徒支援課	生徒指導推進協議会等を活用し、犯罪等の被害に関する研修を行うほか、養護教諭の資質向上のための研修の充実を図る。	○生徒指導推進協議会の開催(7月6日、1月25日開催) ○養護教諭を対象とした研修の実施(適宜実施)
		(5) 医療従事者等に対する研修会の開催	交通・地域安全課	性暴力被害者支援に係る医療機関研修会を開催する。	○性暴力被害者支援に係る医療機関研修会の開催(2月3日開催)
(6) 支援に携わる者に対する心理的影響への配慮	警察本部	警察職員に対するストレスに関する研修を行うほか、必要に応じて精神科医、臨床心理士等によるカウンセリングを受けさせる。	○巡回教養における研修の実施 23回 ○月に1回、臨床心理士である被害少年カウンセリングアドバイザーからのアドバイスを受けている。		

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和4年度施策の取組状況
第1節	3 民間支援団体に対する支援の体制整備への取組み	(1)民間団体に対する支援 ア 人的・財政的支援等	交通・地域安全課	長崎犯罪被害者支援センターの運営委員会に出席し、相談案件に関する協議検討及び同センターに対する助言を行う。	○運営委員会への出席(通年) ○被害者支援員養成講座における講義(6月25日実施)
			警察本部	長崎犯罪被害者支援センターに犯罪被害者等支援に関する業務を委託するほか、被害者支援員養成講座における講義を実施する。	○被害者支援員養成講座における講義(7月9日実施)
		(1)民間団体に対する支援 イ コーディネーター育成への支援	交通・地域安全課	長崎犯罪被害者支援センターの職員に対し、犯罪被害者等支援に関する各種情報を提供し、支援に関する連携・協力を強化する。	○長崎犯罪被害者支援センターと連携した支援実績 内閣府等からの情報を提供(通年)
			警察本部		○長崎犯罪被害者支援センターと連携した支援実績 情報提供件数 24件
		(1)民間団体に対する支援 ウ 民間非営利団体への支援	県民生活環境課	県民生活環境課内ホームページ内において、犯罪被害者等支援を行う団体を含むNPO法人の情報を提供する。	○NPO法人情報の県HP掲載(通年)
		(2)民間団体の活動への支援等	交通・地域安全課	犯罪被害者等支援に関するシンポジウムや講演会を共催・後援するほか、犯罪被害者等支援の講演会等の取組を広報する。	○犯罪被害者等支援講演会の開催 ～長崎犯罪被害者支援センターとの共催 (11月23日開催)
			警察本部		○犯罪被害者等支援講演会の開催 ～長崎犯罪被害者支援センターとの共催 (11月23日開催)
		(3)日本司法支援センター(法テラス)との連携と情報提供【再掲 第2節1-(6)】	交通・地域安全課	各種広報媒体を活用し法テラス長崎を周知する。	○法テラス長崎のHP掲載(通年)
			警察本部	法テラスとの連携を図り、犯罪被害者等の経済的支援等を行う。	○警察署に対するリーフレット等の資料配布及び 犯罪被害者等への紹介(適宜実施)

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和4年度施策の取組状況
第2節	経済的負担の軽減	(1) 制度に関する確実な情報提供	交通・地域安全課	犯罪被害者等の状況に応じて情報提供を行い、経済的負担の軽減を図る。	○各種制度、関係機関等を掲載したハンドブックをHPに掲載
		(2) 犯罪被害給付制度等の効果的運用	警察本部	犯罪被害者等に対し、犯罪被害給付制度及び市町による見舞金制度の権利や手続を教示するほか、仮給付制度を積極的に運用する。	○被害者の手引き、パンフレットの交付(適宜実施) ○制度周知のための警察署における巡回教養 23回 ○執務資料(支援マニュアル)の各署配布(通年) ○犯罪被害者等給付金裁定件数 3件 迅速な裁定による早期支給の推進
		(3) 公益財団法人犯罪被害救援基金との連携	警察本部	公益財団法人犯罪被害救援基金と連携し、同基金が行う支援金支給事業による救済に努める。	○犯罪被害救援基金対象者数 0件
		(4) カウンセリング費用の負担軽減	警察本部	カウンセリング費用の公費支出制度を積極的に運用する。	○カウンセリング費用の公費支出制度利用 40件
		(5) 性暴力被害者の医療費等の負担軽減 ア「サポートながさき」における医療費の助成制度	交通・地域安全課	「サポートながさき」において医療支援を行う。	○公費による医療費支出 2件
		(5) 性暴力被害者の医療費等の負担軽減 イ 公費支出制度の活用と周知	警察本部	性犯罪被害者等に対し公費支出制度の活用を積極的に推進する。	○公費による医療費支出 19件
		(6) 日本司法支援センター(法テラス)との連携と情報提供【再掲 第1節3-(3)】	交通・地域安全課	各種広報媒体を活用して法テラス長崎を周知する。	<第1節3-(3)と同じ>
			警察本部	法テラスとの連携を図り、犯罪被害者等の経済的支援等を行う。	<第1節3-(3)と同じ>
		(7) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	警察本部	被害者の手引き等を活用して刑事手続の流れや損害賠償請求制度等の説明を行う。	○被害者の手引き、パンフレットの交付(適宜実施)
		(8) 交通事故被害者の救済	交通・地域安全課	交通事故相談所や市町への巡回相談において交通事故被害者等からの相談に対応する。	<第1節1-(4)【交通事故相談所】と同じ>
(9) 暴力団犯罪による被害回復の支援等の充実	警察本部	(公財)長崎県暴力追放運動推進センターと連携し、事業者を対象とした「不当要求防止責任者講習」を開催するほか、暴力団犯罪の被害者等による損害賠償請求に対する支援等の充実を図る。	○不当要求防止責任者講習の開催 31回、1020人 ○損害賠償請求の支援実績 ・見舞金支給 0件 ・民事訴訟 0件		
(10) 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進	警察本部	預金口座等利用犯罪の被害者に対する金融機関の関係部署への連絡を促すとともに、捜査の過程で入手した各種名簿の登載者に対し、特殊詐欺被害防止コールセンターやハガキによる注意喚起等を行う。	○特殊詐欺事件の検挙 ・実行犯9件(6名)、助長犯罪57件(37名) ○被害防止のための注意喚起(適宜実施) ・特殊詐欺被害防止コールセンターによる架電(総架電数) 58,810件 ・注意喚起はがきの送付 3,099枚		

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和4年度施策の取組状況
第2 経済的負担の軽減	2 居住の安定	(1) 県営住宅の優先入居等	住 宅 課	犯罪被害者等への県営住宅の優先入居及び目的外使用について必要な措置を講じるほか、市町公営住宅についても市町との連携強化を図りながら周知する。 住宅セーフティネット制度において、居住支援協議会や居住支援法人によるマッチングや入居支援を推進する。	○優先入居等の措置 ・優先入居 0件 ・目的外使用 0件
		(2) DV被害者に対する県営住宅の優先入居等	住 宅 課	DV被害者への優先入居及び目的外使用について措置を講じる。	○優先入居等の措置 ・優先入居 0件 ・目的外使用 2件(新規 2件、継続 0件)
			子ども家庭課、長崎子ども・女性・障害者支援センター、佐世保子ども・女性・障害者支援センター	関係機関と連携してDV被害者の居住支援を行う。	ステップハウス入居支援実績 4件 ※令和3年度実績(令和4年度は現在集計中)
		(3) 被害直後における居住場所の確保	警 察 本 部	自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合に犯罪被害者等が利用できる避難場所を提供する制度や避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費の公費支出制度を積極的に運用する。	○避難場所借り上げ件数 2件(14泊) ○ハウスクリーニングに要する経費運用実績 0件
		(4) 「子ども・女性・障害者支援センター」における一時保護の適正な運用【再掲 第3節2-(6)】	子ども家庭課、長崎子ども・女性・障害者支援センター、佐世保子ども・女性・障害者支援センター	児童虐待、DV等の再犯防止の観点から、犯罪被害者等を適切に保護する。	○児童虐待に関する一時保護 384名(R3実績) ○女性に関する一時保護 51件(R3実績)
	3 雇用の安定	(1) 事業者に対する理解の増進	交通・地域安全課	犯罪被害者等の置かれている状況について、各種行事や事業者の団体等を通じて、情報提供・各種啓発活動等を行う。	○犯罪被害者等講演会の開催(11月23日開催) ○事業所等へ通信を発行(通年)
		(2) 犯罪被害者等の就職等についての支援	雇用労働政策課	人材活躍支援センターにおいて、求職者へのキャリアカウンセリングや就職支援セミナー等を実施する。	○求職者へのキャリアカウンセリング、就職支援セミナー等の実施
		(3) DV被害者等への自立支援	子ども家庭課、長崎子ども・女性・障害者支援センター、佐世保子ども・女性・障害者支援センター、福祉事務所	ハローワークの職員がDV被害者等への自立支援を行うとともに、ひとり親家庭への支援事業を活用して就労促進を図る。	○長崎県ひとり親家庭等自立促進センターにおける就業相談 10,632件 ○養育費等に関する法律相談 111件
		(4) 新規就労や転職を希望する場合の技術習得の支援	雇用労働政策課、長崎高等技術専門校、佐世保高等技術専門校	犯罪被害者等が就労や転職を希望する場合、高等技術専門校等で実施する職業訓練を活用した支援を行う。	○職業訓練を活用した支援実績 把握件数なし
		(5) 犯罪被害者等への労働相談	雇用労働政策課	県の労働相談情報センターにおいて、労働問題に関し情報提供や相談対応等を行う。	○労働相談情報センターにおける相談者数 1,056人(犯罪被害者等の特定はできない)

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和4年度施策の取組状況	
第3節	精神的・身体的被害の回復	(1) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実	警察本部	犯罪被害者等に対する適切なカウンセリングを実施するほか、犯罪被害者等の要望に応じ、部外の臨床心理士等を活用するなどして、適切なカウンセリングが受けられるよう配慮する。	<第2節1-(4)と同じ>	
		(2) 性暴力被害者支援の充実	交通・地域安全課	「サポートながさき」において性暴力被害者からの相談に対応するとともに、医療・法律相談・カウンセリング等の必要な支援を行う。	○サポートながさきの相談対応(直接支援含む) 501件	
			警察本部	「サポートながさき」と連携し性犯罪被害者等の支援を行うほか、性犯罪被害者等に「サポートながさき」の情報を提供する。	○犯罪被害者の負担軽減のため、「サポートながさき」と連携して必要な支援を実施	
		(3) 児童虐待に対する休日夜間を含めた常時の対応	こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター	児童虐待の通告があれば、原則24時間以内に児童の安全確認を行い、必要があれば児童を緊急保護する。	<第1節1-(4)【こども・女性・障害者支援センター】と同じ>	
		(4) 被害少年の精神的被害を回復するための体制の整備及び継続的な支援の推進	警察本部	公認心理師及び臨床心理士を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、少補導職員等が、専門的な助言を受けながら、被害少年への継続的な支援を推進する。	○被害少年カウンセリングアドバイザーからの助言指導 65回	
	(5) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の提供	医療政策課	ウェブサイトで医療機関の医療機能に関する情報を提供する。	○ウェブサイトでの医療機関情報提供(通年) 2,210機関		
		医療政策課 障害福祉課 県立保健所	県立保健所等において医療に関する相談に対応する。	○医療相談件数 1,143件 (※長崎市及び佐世保市保健所を含む県全体の件数)		
	安全の確保	2	(1) 警察における再被害防止措置の推進 ア 子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止	警察本部	再犯防止措置対象者に対し、訪問による所在確認の実施と本人の同意を得た上での面接を実施する。	○子供対象暴力的性犯罪の再犯防止対象者の訪問による所在確認及び面接(適宜実施)
			(1) 警察における再被害防止措置の推進 イ 再被害防止措置の推進	警察本部	関係機関・団体と緊密に連携して、再被害防止措置対象者に再被害の防止に資する情報を適切に提供するとともに、防犯指導を行うほか、警戒措置等を通じて再被害防止措置を推進する。	○再被害防止措置対象者への情報提供及び防犯指導(適宜実施)
		(2) 警察における保護対策の推進	警察本部	暴力団等から危害を受ける恐れのある者を保護対象者として指定し、危害を防止するための必要な措置を講じる。	○保護対象者の保護措置(適宜実施)	
(3) 再被害の防止に向けた関係機関との連携強化等		こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター	DV、人身取引、児童虐待の被害者に対する再被害を防止するため、警察本部、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、児童相談所等の連携を強化する。	○関係機関との連携による対応(適宜実施)		
		児童生徒支援課	学校・警察相互連絡制度を活用し、児童生徒の非行防止のための情報交換、情報共有を行う。	○学校・警察相互連絡制度を活用しての情報共有(適宜実施)		

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和4年度施策の取組状況
第3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	2 安全の確保		警察本部	配偶者からの暴力事案(DV)等の被害者、人身取引(性的サービスや労働の強要等)事犯の被害者、児童虐待の被害児童等を保護し、これらの者に対する再被害を防止するため、警察本部、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、児童相談所等の連携を強化する。 また、学校警察連絡協議会等を活用して、非行防止や立ち直り支援のための助言、指導等の充実を図る。	○学校警察連絡協議会の開催(適宜実施)
		(4) 地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進	警察本部	捜査部門との緊密な連携を図りつつ、犯罪被害者等の心情に十分配慮し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者等からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動を効果的に推進する。	○地域警察官による訪問・連絡活動・・654回
		(5) 犯罪被害者等に関する情報の保護	警察本部	犯罪被害者等の氏名を発表する場合には、案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。また、報道発表する場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努める。	○犯罪被害者が特定されないための報道対応 ○事件捜査における被害者情報の保護 ・被害者名を匿名とした令状請求等
		(6) 「こども・女性・障害者支援センター」における一時保護の適正な運用【再掲 第2節2-(4)】	こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター	児童虐待、DV等の再被害防止の観点から、犯罪被害者等を適切に保護する。	<第2節2-(4)と同じ>
		(7) 児童養護施設等における保護及び自立支援	こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター	必要により、犯罪被害を受けた子供の保護を児童養護施設等で行うとともに、自立への支援を行う。	○施設入所措置 45件 ○里親委託 3件 ○面接指導 814件 ○児童福祉司による指導 12件 ○一時保護 384件 ※令和3年度実績(令和4年度は現在集計中)
		(8) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備	こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター	市町の要保護児童対策地域協議会を中核として、虐待予防等の取組強化を行うほか、市町の相談援助にかかる専門性の確保、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、スーパーバイザー・アドバイザー派遣事業を実施する。	○スーパーバイザー・アドバイザー派遣事業の実施(適宜実施)
			こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター	一時保護所において保護された児童、配偶者等からの暴力事案(DV)の被害者に同伴する児童が適切に教育を受けることができる機会を保障する。	学習指導員による学習支援や訪問教育の実施(通年)
			こども未来課	幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等に対して児童虐待の早期発見、早期対応の呼び掛けを行う。	○幼児教育従事等対象研修会及び放課後児童支援員等研修会における呼びかけの実施(適宜実施)

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和4年度施策の取組状況
第3節 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	2 安全の確保		児童生徒支援課	教職員の児童相談所等への通告義務について周知徹底を図るとともに、児童相談所や市町虐待対応課職員との合同研修への参加等を促す。	○児童相談所との合同研修(適宜実施)
		(9)児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための教育訓練等	警察本部	要保護児童対策地域協議会に参画し、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会において関係機関との連携を図るとともに、児童虐待に関する警察職員の専門知識・技術の向上に努め、児童虐待への対応力の強化を図る。	○専科教養、招集時教養における児童虐待対応要領の教養の実施 ○要保護児童対策協議会への参画
		(10)非行少年等の再犯防止に関する支援	子ども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター、開成学園	非行少年等の立ち直り支援のため、児童福祉司による在宅指導や児童自立支援施設への入所等を行う。	○児童福祉司による在宅指導(適宜実施)
		(11)行方不明者対策の強化	警察本部	生命又は身体に危害が生じているおそれのある行方不明者に関する情報収集及び必要な探索・捜査を行うとともに、関係機関・団体に協力を求め、行方不明者を早期に発見・保護するための措置を講じる。	○行方不明者届受理件数 799件(令和4年中暫定値)
	3 学校における支援	(1)被害少年等に対する学校における教育相談体制の充実	障害福祉課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター	学校内外で、危機的な事件・事故が発生した場合、心のケアを行う専門家チームを派遣し、二次被害の拡大防止や児童生徒の心のケアを行う。	○こころの緊急支援チーム運営委員会の開催 1回 ○研修会(登録研修会)の開催 1回 ○こころの緊急支援チームフォローアップ研修会 1回 ○派遣実績 2件
			児童生徒支援課	児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、学校における相談体制を充実する。	○スクールカウンセラー配置校数 322校 ○スクールカウンセラー派遣回数 337回 ○スクールソーシャルワーカー配置校数 19市町 37校
			義務教育課	犯罪等による被害を受けた児童生徒一人一人に対するきめ細かな学習支援を促進する。	適宜実施
			高校教育課		適宜実施
		特別支援教育課		適宜実施	
	(2)児童生徒が犯罪被害に遭遇した場合の教職員等の対応の充実	児童生徒支援課	学校安全教育研修を開催し、児童生徒が犯罪被害に遭遇した場合の教職員の対応能力強化を図る。	○学校安全教室推進研修の開催(7月14日、15日開催)	
	(3)学校における犯罪被害等支援・犯罪抑止教育等の推進【再掲第4節2-(3)】	児童生徒支援課	教職員に対し、犯罪被害者等支援対策の必要性を周知するとともに児童生徒に対する防犯教室(訓練)を開催する。	○各学校における防犯教室・訓練(適宜実施)	

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和4年度施策の取組状況
第4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	1 県民の理解の増進	(1) 犯罪被害者週間等に合わせた集中的な広報啓発活動の実施	交通・地域安全課	犯罪被害者週間に広報啓発活動を行うとともに、市町に対して犯罪被害者等への理解の増進を図るための広報啓発活動を集中的に実施するよう働き掛ける。	○犯罪被害者週間における広報啓発活動 ・警察本部、長崎犯罪被害者支援センターと共催による講演会の開催(11月23日開催) ・啓発ポスターの庁内掲示、市町への送付 ・横断幕、デジタルサイネージによる広報
			警察本部	犯罪被害者週間(毎年11月25日～12月1日まで)に広報啓発活動を行うとともに、市町に対して犯罪被害者等への理解の増進を図るための広報啓発活動を集中的に実施するよう働き掛ける。	同上(県と共同による取組) ○市町と連携した広報イベントの開催 各警察署が市町と連携して手記パネル展を開催
		ア 女性に対する暴力をなくす運動	男女参画・女性活躍推進室	女性に対する暴力をなくす運動において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するための広報啓発活動を行う。	○イベント開催 3回、広報物2,656部配布
		イ 全国交通安全運動	交通・地域安全課	各季の全国交通安全運動の期間を中心に、交通事故被害者等の現状等に関する理解の増進に努める。	○市町におけるパネル展の開催(通年)
		ウ 長崎県人権・同和問題啓発強調月間	人権・同和対策課	長崎県人権・同和問題啓発強調月間を中心に、様々な広報媒体を活用し、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めるための広報啓発活動を行う。	○強調月間期間中における人権尊重イベント、研修会の開催等3回、広報物(ポスター、チラシ)13,950枚配布、バス・電車広告150台
		エ 児童虐待防止推進月間	こども家庭課	児童虐待防止推進月間に集中的な広報啓発活動を実施する。	○イベント開催 2回、広報物ポケットティッシュ2,200部、リーフレット・ポスター4,834部配布
		オ 若年層の性暴力被害予防月間	男女参画・女性活躍推進室	若年層の性暴力被害予防月間に、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用し、性暴力の加害者にも被害者にもならないための広報啓発活動を効果的に展開する。	○イベント開催 1回、広報物150部配布
		(2) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する県民の理解の増進	交通・地域安全課	シンポジウムや講演会等の機会を利用して、犯罪被害者等に対する県民の理解の増進を図る。	○パネル展(通年)、講演会(11月23日)を開催
			警察本部		○各種広報紙や県警HPへの掲載、イベントを通じて広報を実施
		(3) 犯罪被害者等支援に関する広報の充実	交通・地域安全課	ウェブサイト・SNS等を活用した広報を実施する。	○HPへの掲載 ○デジタルサイネージ等による広報
	警察本部	○HPへの掲載 ○SNSにおける情報発信 20件			

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和4年度施策の取組状況
第4節	県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	(4) SNSを含むインターネット上で誹謗中傷を行わないための啓発活動の強化	交通・地域安全課	防犯関係機関・団体等との会議における呼び掛けを行う。	○防犯会議を開催(1月13日開催)
			人権・同和対策課	インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害防止のための啓発活動を推進する。	○人権センターの図書、ライブラリーコーナー等を通じた広報(通年) ○啓発冊子にインターネットの人権侵害について掲載 ○インターネット上の人権侵害に関する研修会等の開催1回
			警察本部	サイバーセキュリティ講話等における啓発活動を実施する。	○サイバーセキュリティ講話等における啓発 273回
		(5) 支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発活動の実施	警察本部	支援に関わりの深い医療、福祉、教育及び法曹関係の職能団体等の協力を得て、犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動を実施する。	○各団体の研修会等に積極的に参加し、警察における被害者支援活動に関する広報啓発活動を実施
		(6) 調査研究結果の公表等を通じた犯罪被害者等が置かれている状況についての県民の理解の増進	警察本部	犯罪被害者等が置かれている状況について、県民の理解を増進するための広報啓発活動に活用する。	○犯罪被害者等支援講演会、犯罪被害者遺族手記パネル展の開催
	(7) 交通事故被害者等の現状等に関する県民の理解の増進	警察本部	交通事故被害者による講演を開催するほか、交通安全講習会における交通事故データの公表や交通事故被害者の手記を配布し、交通事故被害者等の現状について県民の理解増進に努める。	○交通安全講習会の実施 6,457回 ○交通事故データや交通事故被害者の手記公表(適宜実施)	
	2 学校における教育	(1) 学校等における生命の大切さに関する教育の推進	学事振興課	国や関係機関からの各種通知を私立学校に周知し、生命の尊重に関する指導等を依頼する。	○各種通知の周知(適宜実施)
			こども未来課	幼児教育従事者等対象の研修会等において、命の大切さに関する教育を推進する。	○幼児教育従事者等対象研修会の実施回数 4回
			児童生徒支援課	県内全公立学校で「命を大切に作る心」を育むための取組を実施する。 命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール及び犯罪被害者等に関する標語の応募協力依頼を各県立学校・市町教育委員会に行う。	○5月～7月を長崎っ子の心を見つめる教育週間を設定し、「命の大切さを学ぶ教育」を実施 ○文部科学省が作成した「命の安全教育」の教材を各県立学校、市町教育委員会へ配布
		(2) 学校における犯罪被害者等の人権問題を含めた人権教育の推進	義務教育課	長崎県人権教育基本方針及び長崎県人権教育・啓発基本計画に基づき、人権教育を推進していく中で、犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の取組を推進する。	○全ての学校において、人権教育を推進
高校教育課			○全ての県立学校において、教職員及び生徒への人権教育研修会を推進		
特別支援教育課	○全ての学校において、人権教育の取組を推進				

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和4年度施策の取組状況
第4 県民の 理解の 増進と 配慮・ 協力の 確保への 取組	2 学校に おける 教育	(3)学校における犯罪被害者等支援・犯罪抑止教育等の推進	児童生徒支援課	学校安全教育研修を開催し、児童生徒が犯罪被害に遭遇した場合の教職員の対応能力強化を図る。	○学校安全教室推進研修の開催 (7月14日、15日開催)
		(4)学校及び家庭における命の教育への支援の推進	児童生徒支援課	学校・家庭が連携し、生命の大切さを実感させる意義等を学ぶ教育の推進に努める。	○文部科学省が作成した「命の安全教育」の教材を各県立学校、市町教育委員会へ配布 ○ココロねっこ運動強調月間の実施 7月、11月
			こども未来課		
		(5)「命の大切さを学ぶ教室」の開催等	警察本部	中学・高校生等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を通じて命の大切さを直接生徒に語りかけるとともに、命の大切さに関する自らの考えや意見を募る「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール等を通じて次世代を担う者の規範意識の向上に努めるほか、高校生・大学生等を対象とした犯罪被害者等支援に関する講演会を実施する。	○「命の大切さを学ぶ教室」の開催 8校1,860人 ○「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール応募総数 100点
			児童生徒支援課	「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」への応募を各県立高校、市町教育委員会へ行う。	○「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールへの応募(適宜実施) ・被害者支援に関する標語応募協力 ・被害者支援に係る学校巡回講演への協力
			義務教育課	各学校において、法により、自分を守り、他人を等しく尊重することを体得させることを通じ、他人の生命、身体を傷つけてはならないことを自覚させることにつながるよう授業を実践する。	○各学校による授業実践を実施
		高校教育課			○各学校において教科を通しての授業実践を実施
		特別支援教育課			○各学校による授業実践を実施
		(7)インターネット上におけるマナー・モラルの向上	学事振興課	「SNSノートながさき」を活用し、児童生徒の適切な情報モラルの醸成に努め、SNSを含むインターネット利用時の規範意識を高める。	○私学校長会、教頭・副校長会において「SNSノートながさき」の周知を実施
			こども未来課		○学校へのメディア安全指導員の派遣回数 241回
児童生徒支援課	○学校安全教室研修の実施 ・各学校において「SNSノートながさき」を利用した情報モラル教育を適宜実施				

長崎県犯罪被害者等支援計画に基づく施策取組状況

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和4年度施策の取組状況
第5 捜査過程における配慮及び情報提供	1 捜査過程における配慮	(1)性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配慮等	警 察 本 部	性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進するとともに、性犯罪指定捜査員が性犯罪被害者に適切に対応できるよう実務能力の向上を図る。	○新規の性犯罪捜査員に対する教養 各警察署1回 ○県内各署への性犯罪捜査探証キット等の配分 ○警察署刑事課への女性警察官の配置割合 8.4% (機動捜査隊や機動鑑識隊に女性警察官の配置あり)
		(2)被害児童からの事情聴取における配慮	警 察 本 部	児童が被害者となる事案においては、検察庁、警察及び児童相談所による代表者聴取を行うことで、児童の負担軽減を図る。	○児童の負担軽減等を目的とした代表者聴取の実施
		(3)犯罪被害者等のための施設等の改善	警 察 本 部	被害者用事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るとともに、犯罪被害者等の心情に配慮した照明や内装にするなど、犯罪被害者等のための施設等の改善を図る。	○被害者支援車両の活用(適宜実施) ○コンシダーカーテンの活用(適宜実施)
	2 刑事手続における情報提供	(1)告訴・告発、被害の届出等の適切な受理等	警 察 本 部	警察本部・警察署との連携を図り、告訴・告発、被害の届出の受理の可否に係る判断について組織的対応を推進する。	○告訴、告発、被害届出の受理可否にかかる判断(適宜実施)
		(2)医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進	警 察 本 部	医療機関において、性犯罪被害者の身体から証拠資料採取ができるよう、性犯罪捜査に関する協力医療機関に対して、性犯罪証拠採取キットを配備する。	○協力医療機関に対する採取キットの配備 40医療機関
		(3)刑事に関する手続等に関する情報提供の充実	警 察 本 部	「被害者の手引」等の犯罪被害者等を支援するための制度について解説した広報物を作成し、事案に応じて対象者に配布して、犯罪被害者等支援の施策について情報提供を行う。	○被害者の手引きの各署への配布 ○外国語版「被害者の手引」の各署への周知
		(4)司法解剖等に関する措置及び遺族への適切な説明等	警 察 本 部	検視及び司法解剖に関するパンフレットを活用して遺族の心情に配慮した対応に努める。	○遺体の早期身元確認の実施(適宜実施) ・似顔絵作成、県警HP掲載 ○遺族感情に配慮した取扱い(適宜実施) ・県内各署への死者搬送用担架の配備
		(5)犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分	警 察 本 部	適正な証拠物件の保管・管理を徹底するとともに、犯罪被害者等の意向を踏まえて証拠物件の早期還付又は処分を実施する。	○証拠物件の早期還付、処分(適宜実施)
		(6)捜査に関する適切な情報提供等	警 察 本 部	犯罪被害者等に対し、情報を提供するほか、被害者連絡等を通じて把握した要望のうち、被害者支援団体等と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得て情報提供を行い、必要に応じて、関係機関と連携して支援を行う。	○長崎県犯罪被害者支援センターと連携した支援実績 情報提供件数 24件
		(7)適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等	警 察 本 部	重大特異な交通事故事件を主として交通事故事件捜査統括官等が現場臨場し、適正捜査と早期真相究明に努めるとともに、交通事故自動記録装置の活用による事故の真相究明に努める。	○統括官の現場臨場件数 101件 ○交通事故自動記録装置の活用(適宜実施)